

○本庄市建設工事成績評定要領

平成22年6月21日告示第173号
改正 平成23年7月1日告示第175号
平成24年3月30日告示第104号
平成25年4月1日告示第137号の3
平成25年10月9日告示第364号
平成28年5月31日告示第199号
平成29年3月31日告示第134号
平成31年3月28日告示第90号
令和2年7月1日告示第253号
令和4年1月14日告示第16号
令和5年3月31日告示第81号

(目的)

第1条 この要領は、本庄市建設工事検査規則（平成18年本庄市規則第126号）第12条の規定に基づき、本庄市が発注する建設工事の品質確保を促進するための工事成績の評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の工事請負契約金額が130万円を超える工事について行うものとする。ただし、別表第1に掲げる工事は、評定の対象としないことができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、本庄市事務分掌規則（平成18年本庄市規則第4号）第2条第1号に規定する企画財政部財政課の職員及び本庄市建設工事監督要綱（平成18年本庄市告示第166号）第2条第1項に規定する監督職員とする。

(評定方法)

第5条 評定は、工事完成後速やかに、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、別表第2の工事種別及び工事請負契約金額の区分に応じ、別に定める考査項目別運用表及び建設工事成績評定運用基準に従い実施するものとする。

3 評定者は工事の過程を施工プロセスのチェックリスト（様式第1号）に記録し、これを評定に反映させるものとする。

4 受注者は、考査項目別運用表のうち、工事における工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告（様式第2号）により、評定者に報告することができる。この場合において、評定者は、報告内容を精査し、評定に反映させるものとする。

（評定結果の報告）

第6条 評定者は、評定を行ったときは、その結果を工事成績採点表（様式第3号）及び細目別評定点採点表（様式第4号）に記録し、速やかに専任検査職員に報告しなければならない。

2 専任検査職員は、前項の報告を受けたときは、速やかにその内容を取りまとめ、企画財政部財政課長に報告しなければならない。

（評定結果の通知）

第7条 工事主管課長は、評定終了後遅滞なく、受注者に対して当該評定結果を本庄市建設工事検査規則第13条の規定により通知するものとする。

（説明請求及び請求の審査）

第8条 前条の通知を受けた受注者は、評定結果についての説明を工事主管課長に請求することができる。

2 前項の請求をしようとする者は、通知を受けた日から起算して14日以内に工事成績評定結果に関する説明請求について（照会）（様式第5号）により工事主管課長に請求しなければならない。

3 工事主管課長は、前項の請求があったときは、当該請求の内容を審査し、その結果を工事成績評定結果に関する説明請求について（回答）（様式第6号）により受注者に通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 工事主管課長は、前条第3項に規定する審査の結果、評定結果を修正する相当の理由があると認めるときは、速やかに当該評定結果を修正するとともに、工事成績評定結果の修正について（様式第7号）により受注者に通知するものとする。

（評定結果の公表）

第10条 市長は、第7条又は前条の規定による通知後、評定結果を工事成績評定点一覧表（様式第8号）により公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、企画財政部財政課において工事成績評定点一覧表を閲覧に供することにより行うものとする。この場合において、閲覧に供する期間は、当該工事が完成した翌年度の5月1日から翌々年度末までとする。

（評定結果書類の保管）

第11条 評定結果の書類は、企画財政部財政課長が保管するものとし、その保存年限は、当該評定を行った年度の翌年度から5年間とする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、工事成績の評定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成22年4月1日以後に完成する工事について適用する。

附 則（平成23年7月1日告示第175号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の本庄市建設工事成績評定要領の規定は、平成23年4月1日以後に完成した工事について適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第104号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第137号の3）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年10月9日告示第364号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の本庄市建設工事成績評定要領の規定は、平成25年4月1日以後に完成した工事について適用する。

附 則（平成28年5月31日告示第199号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第134号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第90号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日告示第253号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年1月14日告示第16号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月31日告示第81号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

評定の対象としないことができる工事

工種	工事内容
1 撤去工事	コンクリート造・鉄骨造・木造等の建築物及び構造物等の撤去
2 整地・しゅんせつ工事	土地の整地、水路・側溝・池沼等のしゅんせつ
3 建築物、構造物等の小規模改修工事	建築物の防水・塗装・内外装・建具、道路・橋りょう等の構造物その他の小規模な改修
4 防護柵等の工事	防護柵、転落防止柵、防球ネット、側溝蓋、その他の設置又は取付け

5 電気、機械、通信設備等の 工事	変電設備、操作盤、監視盤、照明灯、取水ポンプ、 扇風機、空調機、無線、電話機その他の設置又は取 付け
6 安全施設等の工事	案内標識、警戒標識、標柱、道路反射鏡、区画線、 安全施設その他の設置又は取付け
7 公園、山林等の工事	遊具の設置、植栽及び樹木の剪定・伐採・間伐工事
8 その他	課長と専任検査職員の協議で認めた工事

別表第2（第5条関係）

工事成績採点表、細目別評定点採点表及び考査項目別運用表の使用区分

工事種別	工事請負契約	工事成績採点	細目別評定点	考査項目別運
------	--------	--------	--------	--------

	金額	表	採点表	用表
土木工事（公園 を含む。）及び 建築工事（電 気、機械設備を 含む。）	130万円を超 え500万円以 下の工事	様式第3号	様式第4号	小規模考査項目 別運用表
	500万円を超 え5,000万 円以下の工事	同上	同上	簡便型考査項目 別運用表
土木工事（公園 を含む。）	5,000万円 を超える工事	同上	同上	標準型考査項目 別運用表
建築工事（電 気、機械設備を 含む。）	5,000万円 を超える工事	同上	同上	標準型考査項目 別運用表

解体工事	130万円を超える工事	同上	同上	解体工事用審査 項目別運用表
------	-------------	----	----	-------------------